

前立腺の骨転移の診断を目的として 全身MRI撮影について

前立腺の骨転移の診断を目的として全身MRI撮影をおなったときには、全身MRI撮影加算として600点を所定点数に加算できる（施設基準あり）。

「なお、当該画像診断を実施した同一月内に 骨転移の診断の目的で区分番号「E100」シンチグラム（画像を伴うもの）又は区分番号「E101」シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき）を実施した場合には、主たるもののみ算定する。」と通知にあるため（医科点数表解釈545ページ）注意が必要である。

第4部画像診断

第3部 コンピューター断層撮影診断料
DWIBS加算 600点

F202 磁気共鳴コンピューター断層診断 (MRI撮影) (一連につき)

1. 3ステラ以上の機器による場合
 - イ 共同利用施設において行われる場合 1,620点
 - ロ その他の場合 1,600点
2. 1.5ステラ以上3ステラ未満の機器による場合 1,330点
3. 1又は2以外の場合 900点

注 9 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMRI撮影を行った場合は、全身MRI撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

通知(15)前略 前立腺癌の骨転移の診断を目的とし、中略 なお、当該画像診断を実施した同一月内に骨転移診断の目的で、シンチグラム又はシングルフォトエミッションコンピューター断層撮影を算定した場合には、主たるもののみ算定する。